

## 平成 24 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

平成 25 年 6 月 13 日

独立行政法人国民生活センター

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。（以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめましたので、公表します。

### 1. 平成 24 年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、環境配慮契約の締結に努めました。

### 2. 平成 24 年度における環境配慮契約の締結状況

基本方針において環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達に関して環境配慮契約の締結に努めた結果は、以下の通りです。その他、自動車の購入、省エネルギー改修事業（ESCO 事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務に関し、平成 24 年度においては環境配慮契約法に基づく対応の対象となった契約締結実績はありません。

#### ○電気の供給を受ける契約

裾切り方式による契約            0 件（総契約件数        2 件）

（平成 24 年度に契約を締結した 2 件とも、一般競争入札を実施しましたが、いずれも応札者がなかったため、一般電気事業者と随意契約を締結しました。）

（※裾切り方式）：当該入札の申込者のうち、二酸化炭素輩出係数、未利用エネルギー活用状況、新エネルギー導入状況及びグリーン電力証書の調達者への譲渡予定量に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものです。